### 広報おうら広告掲載取り扱い基準

### (目 的)

1 広報おうらに、民間事業者等の広告(以下「広告」という。)を掲載するにあたり、 その広告表現について、邑楽町有料広告掲載要綱及び邑楽町有料広告掲載基準に規定 する事項のほか、必要な事項を定める。

# (広告の大きさ)

2 縦 47.6 ミリメートル、横 86 ミリメートル

#### (広告掲載枠数及び位置)

3 広告掲載枠数は、町政情報提供に影響のない範囲とし、原則として、毎号 10 枠以内とする。広告掲載位置は申し込み順とする。

#### (広告掲載料金)

4 広告の掲載料金は1回につき8,000円とする。ただし、1回の申込みで3月以上申し込んだ場合、下表のとおり割引制度を適用する。

3 月	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月
22,800	30,400	38,000	43,200	50,400	57,600	61,200	68,000	74,800	76,800
5%			10%			15%			20%

#### (広告掲載の決定方法)

5 掲載枠数を上回る申し込みがあったときは、邑楽町有料広告掲載要綱に定める優先順位により決定し、同一順位の場合には、抽選により決定する。

#### (広告の作成及び経費負担)

6 広告は、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

### (掲載申し込み)

- 7 広告の申し込みは、以下のとおりとする。
  - (1) 掲載申し込みの締め切りは、広報紙発行日より2ヶ月前とする。
  - (2) 申し込みできる広告は、広報紙1号につき1件とする。
  - (3)掲載を希望する場合は、「有料広告掲載申込書」に広告の内容又は原案を添付して、企画課へ提出する。

# (版下作成)

8 版下は、町が指定する仕様で作成し、町が指定した期日までに提出する。

(ホームページ公開での取り扱い)

9 広報おうらを邑楽町ホームページに公開するときは、広告は削除することとする。

# 附則

- この基準は、平成19年7月1日から施行する。
- この基準は、平成21年3月31日から施行する。
- この基準は、平成22年3月31日から施行する。
- この基準は、平成25年2月1日から施行する。